

# 大分県報

平成三十年  
第二九七四号  
四月十三日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による施術者(開設者である施術者)の指定……………一
- 生活保護法等による施術者(開設者でない施術者)の指定……………一
- 生活保護法等による施術者(開設者である施術者)の施術所の名称及び所在地の変更……………一
- 大規模小売店舗に係る公示……………二
- 指定予定保安林(二件)……………二
- 道路区域の変更……………三

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数……………四
- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………四
- 公共測量の終了……………五

## ○告示

### 大分県告示第二九七四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設

者である施術者)を指定した。

平成三十年四月十三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

施術者の氏名	渡辺 春一	施術所の名称	渡辺治療院	所在地	別府市南須賀一組	指定年月日	平三〇・三・一
--------	-------	--------	-------	-----	----------	-------	---------

### 大分県告示第三百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設者でない施術者)を指定した。

平成三十年四月十三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

施術者の氏名	藤澤 勇吾	施術者の住所	豊後大野市三重町市場一六一一八-A二〇三	指定年月日	平三〇・二・五
--------	-------	--------	----------------------	-------	---------

### 大分県告示第三百一十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の施術者(開設者である施術者)から施術所の名称及び所在地の変更があつた旨届出があつた。

平成三十年四月十三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

施術者の氏名	穴井 太郎	施術所の名称	変更新前	変更新後	変更新前	変更新後	変更年月日
	たろう整形外科		たろう鍼灸整骨院	別府市馬場一八西山ビル一F	別府市西野口町七一三	平二八・八・二五	

大分県告示第三百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - スーパーセンタートライアル豊後高田玉津店
    - 豊後高田市玉津千六百十三番一 外
  - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - (一) 大規模小売店舗を設置する者
      - 株式会社トライアルカンパニー
      - 代表取締役 榎木野 仁 司
      - 福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号
    - (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者
      - 株式会社トライアルカンパニー
      - 代表取締役 榎木野 仁 司
      - 福岡県福岡市東区多の津一丁目十二番二号
  - 3 大規模小売店舗の新設をする日
    - 平成三十年十一月二十八日
  - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - 四千三百二十平方メートル
  - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (一) 駐車場の位置及び収容台数
    - 建物北側及び東側 二百二十六台
    - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
    - 建物東側 七十台
    - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
    - 荷さばき施設No.一 建物南側 百二十平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - 二十四時間営業
  - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - 二十四時間
  - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - 二箇所 建物敷地東側
  - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
    - 二十四時間
- 二 届出年月日
  - 平成三十年三月二十七日
- 三 関係書類の縦覧
  - 1 縦覧場所
    - 大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局
  - 2 縦覧期間
    - 平成三十年四月十三日から同年八月十三日まで
  - 四 その他
    - 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年八月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
    - なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成三十年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字小野字冷水二六一一番三・二六一七番二・二六一八番（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二六〇九番一、二六〇九番三、二六〇九番五、二六一〇番二、二六一七番一、二六一九番一、二六一九番三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字冷水二六〇九番一・二六一七番一・二六一七番二・二六一八（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

平成三十年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市大字岩本字河原立一二二九番、一二三〇番、一二三一番一、一二三二番二、一二三二番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字河原立一二二九・一二三一番一・一二三二番二・一二三二番一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第三百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年四月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道五〇〇号	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四七一番三から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四九一番三まで	前	メートル 一・一・六 九・八	メートル 一九〇・七
	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四七一番四から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四九一番四まで	後	二・三・四 一〇・二	一九〇・七

豊後大野市清川町三玉字中島七 ○六番三三三地从先から 豊後大野市清川町三玉字浦六七 六番三三三地从先まで	前	一三・三 〽 五・〇	四〇一・六
豊後大野市清川町三玉字中島七 ○六番三三三三から 豊後大野市清川町三玉字浦六七 六番三三三まで	後	三一・三 〽 一一・一	四〇一・一

### ○選挙管理委員会告示

#### 大分県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成三十年四月七日現在で大分県議会議員及び大分県知事選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年四月十三日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数  
一九、五九七人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二二二、四七六人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 大分市 一三二、〇一一人
- 別府市 三三、八四四人
- 中津市 二三、一五七人
- 日田市 一八、七〇一人
- 佐伯市 二〇、九六九人
- 臼杵市 一一、二六八人
- 津久見市 五、三四五人
- 竹田市 六、五六四人
- 豊後高田市 六、四九八人
- 杵築市 八、五二七人
- 宇佐市 一六、〇四九人
- 豊後大野市 一〇、六七八人
- 由布市 九、七四三人
- 国東市・姫島村 九、〇一三人
- 日出町 七、九一三人
- 九重町・玖珠町 七、三二六人

#### 大分県選挙管理委員会告示第七号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十三日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

- 一 指定病院中
- 「上 人 病院 院 " 北石垣深町八五一」を
- 「別府湾腎泌尿器病院 " 北石垣深町八五一」に、

「医療法人仁愛会白杵内科リ  
ハビリテーション病院  
白杵市大字市浜六九四―一」を  
「白杵病院 白杵市大字江無田一―五四―二」に改める。

## ○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年四月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点設置）
- 二 作業の地域  
宇佐市安心院町尾立地内ほか
- 三 作業の終了日  
平成二十九年七月二十四日

平成三十年四月十三日

大分県報（選管委告示・公告）

五